

大口町告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

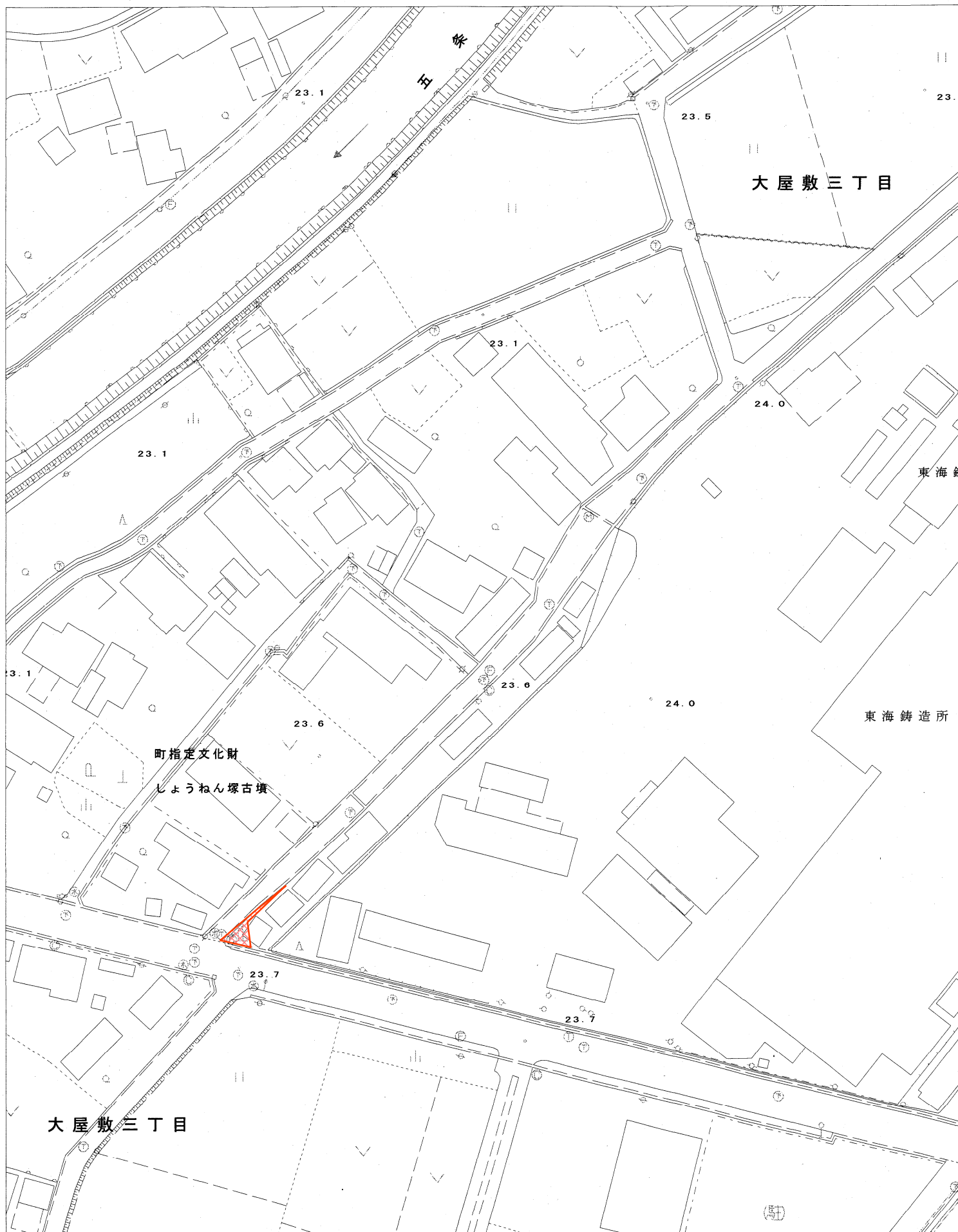
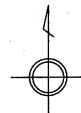
令和元年11月27日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
1 5 1 6	町道 大屋敷16 号線	旧	大屋敷三丁目54番 地先から 大屋敷三丁目133 番地先まで	3.8~8.0m	289.3m
		新	大屋敷三丁目54番 地先から 大屋敷三丁目133 番地先まで	4.3~9.6m	289.3m

道路区域の変更 町道大屋敷16号線 位置図



大屋敷三丁目

町指定文化財  
しょうねん塚古墳

大屋敷三丁目

東海鑄造所

東海鑄

1:1,000

